三 教 環 発 第 1 3 号 令 和 7 年 9 月 2 4 日

三郷市立小・中学校通学区域編成審議会 会長 様

三鄉市教育委員会教育長 大塚正樹

三郷市立小・中学校の通学区域について (諮問)

下記の事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

### 1 諮問事項

北中学校、早稲田中学校及び瑞穂中学校の通学区域の見直しについて

#### 2 諮問理由

三郷市立小・中学校教育環境整備計画(令和2年3月改定)では、近年の三郷中央地区における人口増加の影響によって、北中学校が31学級以上の過大規模校になることが推計されております。学校の適正規模・適正配置の観点から、北中学校に通学区域が隣接する早稲田中学校及び瑞穂中学校を含めて通学区域を変更することについて、意見を求めるものです。

### 3 答申時期

令和7年12月を目途に答申をお願いいたします。

## 三郷市立小·中学校教育環境整備計画

三郷市教育委員会 教育総務課 教育環境整備室

小・中学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方を掲げ、その実現のための手法や手順を定め、児童生徒にとってよりよい教育環境を整備していくことを目的として、三郷市立小中学校教育環境整備計画を改定します。

### 適正規模・適正配置の基本方針

#### 適正規模

≪小学校≫12学級以上

《中学校》12学級以上

<文部科学省基準> 小中学校とも12学級以上18学級以下

#### 適正配置

≪小学校≫2km以内

≪中学校≫3km以内

<文部科字省基準> 小学校おおむね4Km以内、中学校おおむね6Km以内

## 適正規模・適正配置に向けた方策

- ①通学区域の見直し
- ②隣接校との統合
- ③その他
  - 学校施設の改修等
- 学校選択制
- 小中連携教育等
- 学校運営協議会制度

### 検討対象地域と進め方

検討対象とする地域の考え方

- ①小規模化への対応
  - ・(小)全学年単学級もしくは単学級のある学校
  - ・(中)全学年2学級以下もしくは2学級以下のある学校
- ②大規模化への対応
  - ・通学区域の変更、既存校舎の改修、仮設校舎の設置
- ③その他の対応
  - ・隣接校との距離が近い学校

#### ※当該資料は、令和2年3月に本計画を改定した時の概要版です。

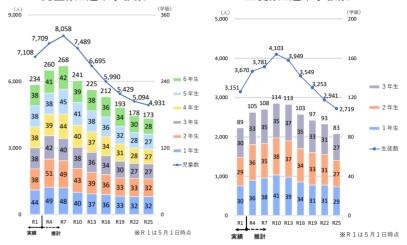
<小学校>

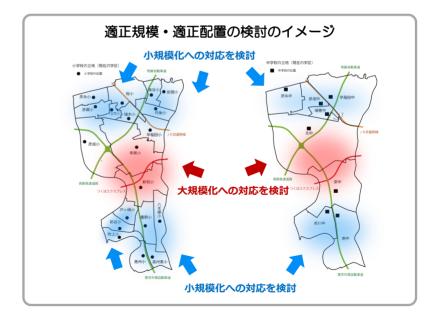
<中学校>

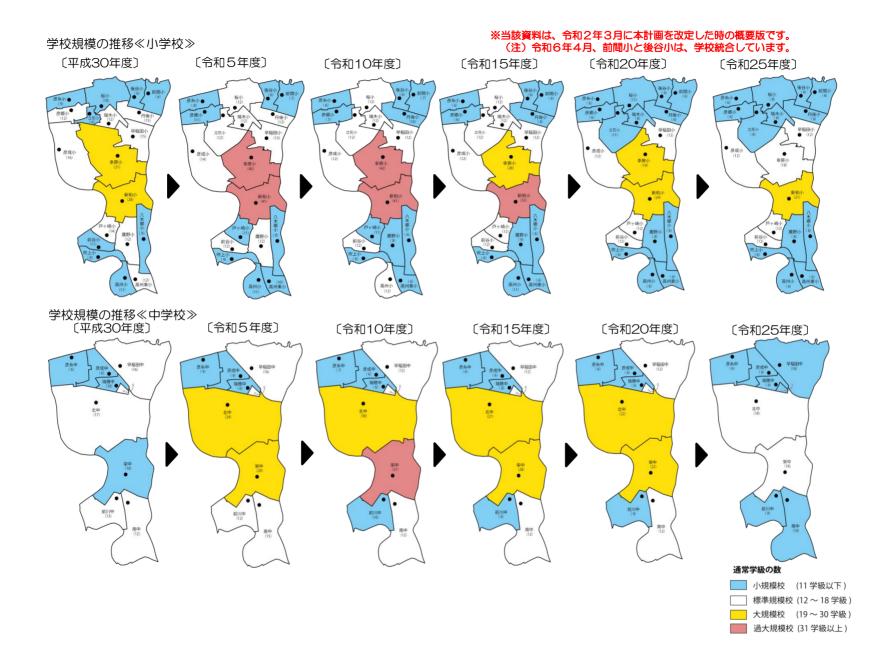
資料1

児童数と通常学級数

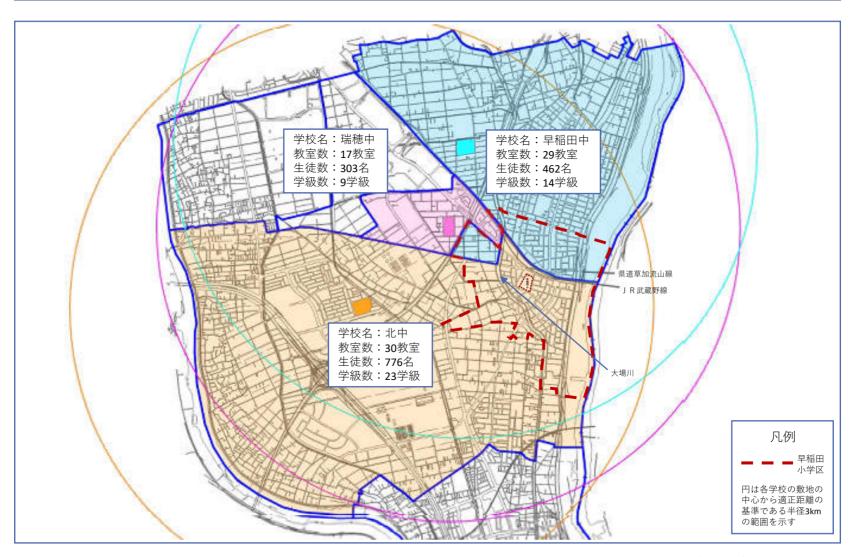
生徒数と通常学級数





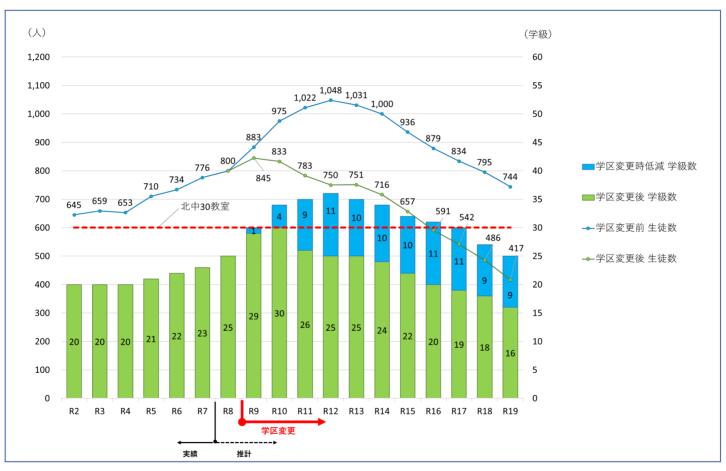


# 各学校の概要



※ 生徒数及び学級数は令和7年5月1日基準

## 北中学校生徒数及び学級数の推移(教室数30教室)



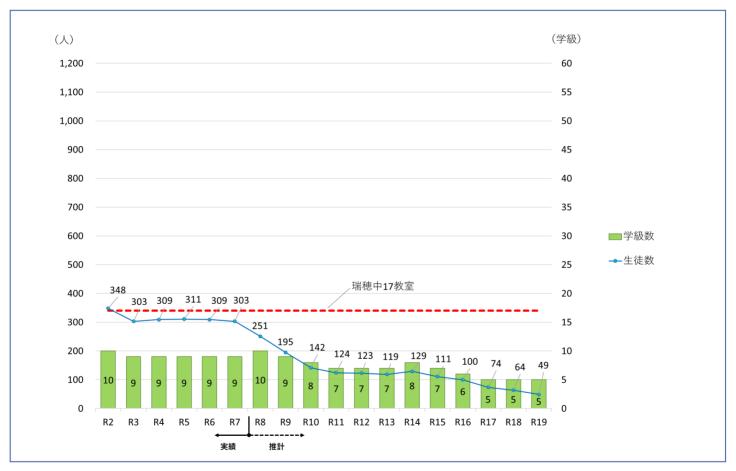
- ※1 推計は、令和7年5月1日時点の学区内居住人数に基づく
- ※2 推計は、学校選択制による入学見込者数を除く
- ※3 特別支援学級の推計は、生徒全体の2%として算出

## 早稲田中学校生徒数及び学級数の推移(教室数29教室)



- ※1 推計は、令和7年5月1日時点の学区内居住人数に基づく
- ※2 推計は、学校選択制による入学見込者数を除く
- ※3 特別支援学級の推計は、生徒全体の2%として算出

## 瑞穂中学校生徒数及び学級数の推移(教室数17教室)



- ※1 推計は、令和7年5月1日時点の学区内居住人数に基づく
- ※2 推計は、学校選択制による入学見込者数を除く
- ※3 特別支援学級の推計は、生徒全体の2%として算出